

3. 各種融資制度

(1) 独立行政法人福祉医療機構

独立行政法人福祉医療機構は、福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人で、国の施策と連携し、福祉医療の基盤整備を進めるため、社会福祉施設及び医療施設の整備のための貸付事業など、多岐にわたる事業を展開しています。

機構が行う医療貸付事業は、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、医療従事者養成施設、助産所、指定訪問看護事業がご融資の対象となります。建物を建築、改修、購入、賃借する場合の建築資金や土地取得資金などの融資のほか、国の政策に連動した耐震化整備や災害復旧資金等の優遇融資もごございます。

融資条件につきましては、機構ホームページをご覧ください。

融資利率の変更の都度、お知らせいたします。

◆詳細は下記相談窓口までお問い合わせください。

(施設の開設地が西日本のお客様)

大阪支店 医療審査課 融資相談係 TEL06-6252-0219

(独立行政法人福祉医療機構ホームページ)

<https://www.wam.go.jp/hp>

(2) 銀行制度融資

これは中国銀行と本会との間で、会員が必要とする設備資金、運転資金、子女の医学教育資金(但し入学一時金)に対する融資について締結した融資協定に基づく融資制度です。

1. 融資を受けられる資格

保険医であって、支払基金、国保連合会から支払われる診療報酬の払込銀行に中国銀行を指定している者。

2. 融資限度額

支払いを受けた診療報酬の1か年(→18か月)分の実績が基準となります。但し新規開業医の融資限度額は年間診療金の見込額の範囲内かつ3,000万円以内です。

3. 融資利率

融資利率は当面短期プライムレートを基準金利としておりますが、金融情勢で変わる可能性があります。変更の都度、お知らせいたします。

◆ 詳細は銀行へお尋ねください。